

## 令和4年度第2回

### 北栄町国民健康保険事業の運営に関する協議会会議録

日 時 令和4年10月6日(木) 午後7時～午後8時10分  
場 所 北栄町大栄農村環境改善センター 1階 会議室1  
会議に招集された者 北栄町国民健康保険事業の運営に関する協議会委員  
出席者 岩垣宝祥(会長)、永田洋子(職務代理)、河本悟、宮川秀人  
牧田真知子、淀瀬千賀子  
説明のための出席者 健康推進課長 吉岡正雄  
健康推進課国保医療室 前田裕美  
会議に付した事項 別添資料のとおり  
議長 岩垣宝祥(会長)

#### 会 議 の 要 旨

開 会	午後7時
会長あいさつ	本日は、皆さんお忙しい中ご出席ありがとうございます。県内でも国保税の3方式への移行が進んでいる状況にあるようですが、今日のご審議よろしく申し上げます。
会議録署名人の選出	淀瀬委員さんと河本委員さんでお願いします。 (事務局提案により、委員了承)
健康推進課長	本日はお忙しい中、ご参加ありがとうございます。国保税率算定に関する協議会の答申として、この数年は「3方式への移行について検討すること」という附帯意見をいただいていた。また、県では保険料水準の統一を検討されています。 このような状況で、来年度の国保税率について諮問がありましたので、ご審議お願いいたします。
会長	では議題に入ります。まとめて、事務局で説明申し上げます。
事務局	資料に基づき説明。(議題内容1～3)

会長 ここまでの説明で、ご質問等あればお願いします。  
県の激変緩和措置が来年度で終了し、納付金が増額となれば、その後の国保会計はどうなりますか。

事務局 まずは国保基金を活用して、基金を取り崩して対応していくこととなりますが、それでも国保会計の状況によっては、国保税率の増額改定の可能性もあります。その場合は、税率改定予定について、その都度周知していきます。

会長 被保険者数が減少傾向にありますが、これは町の人口減少に比例していますか。

事務局 それもありますが、団塊の世代の方が徐々に後期高齢者制度へ移行されていることも要因としてあると思われます。

会長 ほかにご質問はありませんか。では、引き続き事務局の説明をお願いします。

事務局 資料に基づき、税率改定案について説明。  
改定案は、令和4年度7月本算定の税額を基準とし、軽減措置及び限度超過額調整後の賦課額と同額程度となるよう作成。また、応能割・応益割、均等割・平等割のそれぞれの比率も世帯構成等によって被保険者へ様々な影響もあることから、今回は同程度の割合となるようにした。改定案①は資産割廃止、改定案②は資産割廃止に伴う激変緩和のため、資産割を1/2としたもの。

会長 事務局の説明について、ご意見ご質問ありませんか。

委員 県内の状況を見ても、3方式へ移行する時期に来ていると思います。ただ、なるべく増額世帯への影響を抑える必要があると思います。

会長 今回の案は、応能割・応益割の割合を変更せず資産割減額分を所得割に上乘せすることになるので、所得のある方や現役世代の子育て世帯への影響もあると思われますが、3方式へ移行する時期ではあると思います。県の保険税水準の統一について、具体的な方針は示されていますか。

事務局 具体的な内容についてはまだです。

会長 案②の資産割を2年かけて廃止にする案では、増額世帯にも激変緩和になると思います。

委員 一度に廃止すると、確かに影響がありますね。

委員 増額世帯の分布では1万円未満の世帯が一番多く、増額幅の大きい世帯は世帯数としては少ないですね。ただ、やはり増額となる世帯には、一度に改定するよりも段階的に改定した方が受け入れられやすいのではないかと思います。

会長 今回2つの案が示されていますが、段階的に3方式へ移行する案がよいかと思われま。また、県の激変緩和措置が終了し、納付金が増額となれば、その後の税率改定に影響するかもしれませんので、そこもよく検討していただければと思います。

事務局 激変緩和措置の終了はどの程度影響があるか分かりませんが、まずは基金を活用していきたいと思います。

会長 では、税率改定については、2年かけて段階的に3方式へ移行するというところでよろしいでしょうか。  
(異議なし)

事務局 いただきましたご意見を基に、答申(案)を作成しますので、ご確認お願いいたします。

会長 では、「5その他」について、事務局からありますか。

事務局 委員任期、改選について説明。

会長 その他みなさんから何かございますか。(特になし)  
ではこれで閉会とします。ご苦労様でした。

閉会 午後8時10分

北栄町国民健康保険事業の運営に関する協議会

会 長

署名人

署名人